

## 執行理事の出張等に関する内規

平成 29 年 7 月 7 日提案

1. 本内規は、公益社団法人日本診療放射線技師会（以下「本会」という。）執行理事が、地域並びに地区からの講演依頼等を受け、業務として出張する場合の交通費・宿泊費（以下「経費」という。）の負担について規定する。なお、経費については、「旅費規程」に則るものとする。
2. 本会の事業説明及び事業推進・促進のための依頼は、同等とみなす。
3. 本会会長宛に講演依頼があった場合の経費は、表 1 の通りとする。
4. 会長の命を受けて、会長の代理として講演する場合も同様とする。
5. 執行理事の地区学術大会または研修会での講演は、基本的に 1 年につき 1 回とする。  
ただし、北海道地域の場合は、1 年につき 3 回までとする。
6. 地区の記念式典等への招聘は、講演依頼等の有無に関わらず、主催者負担とする。
7. 執行理事以外の役員を招聘する場合は、主催者負担とする。

表 1

	出張内容	交通費・宿泊費	回数
1	地域学術大会（8 地域）	本会負担	1 回／年
2	地区学術大会・研修会等（47 都道府県）	本会負担	1 回／年 ただし、北海道は 3 回 ／年まで
3	本会事業の推進のための説明	本会負担	1 回／年
4	地区技師会の記念式典等	主催者負担	
5	執行理事以外の役員の招聘	主催者負担	